

1 丁		法務省					本籍	
年	月	日	出生地	現住所	姓	名	姓	名
三三	一〇	一〇	司法試験第二次試験合格		司法試験管理委員会	司法試験管理委員会	出生年月日	昭和一一年一一月二七日
三四	三		東京大学法学部卒業				旧 氏 名	
三六	四	一	司法修習生を命ずる		最高裁判所	最高裁判所	項 序	名
"	"	一三	司法修習生の修習終了		"	"	事	
三七	三	一四	検事二級（札幌地方検察庁検事）に採用する		法務省	法務省		
三八	二四	二五	釧路地方検察庁検事に配置換する		"	"		
			静岡地方検察庁検事に配置換する					
四〇	一二	二八	静岡地方検察庁浜松支部勤務を命ずる					
			東京地方検察庁検事に配置換する					
四五	一二	二八	福岡地方検察庁検事に配置換する					
三	二七		浦和地方検察庁検事に配置換する					
"	"							

きたじまけいすけ

北島敬介

北 島 敬 介

年 月 日 項

省 法務 県 東京高等検察庁

昭和四六

九 一八

千葉地方検察庁検察官事務取扱を命ずる

事務取扱の期間は昭和四六年一〇月八日までとする

四八

三 二三

東京地方検察庁検事に配置換する

四九

七 一〇

アメリカ合衆国、スペイン、イタリア、オーストリア、スイス、

フランス、連合王国及びオランダへ出張を命ずる

出張期間は昭和四九年八月七日から同年九月一五日までとする

四九

九 一七

法務事務官（法務省刑事局付）に併任する

五〇

一 二四

法制審議会幹事に併任する

五〇

一 二五

法務省刑事局付に充てる

五一

三 二二

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する

五一

二 二二

法務省刑事局参事官に充てる

五二

二 二四

法制審議会幹事に併任する

五三

三 二四

法務省刑事局参事官に充てることを解く

五七

四 一九

法制審議会幹事の併任を解除する

五八

二 二五

東京高等検察庁検事に配置換する

二二

一 二

東京地方検察庁検事に併任する

法務省刑事局刑事課長に充てる

2 丁

3 丁	六二	一 五	省務法			年月日	事項	法務省名
			昭和五八	五九	六〇			
		七 一	二二 一一	二〇 一一	一四 一二	東京地方検察庁検事の併任を解除する 東京地方検察庁検事に配置換する	法制審議会幹事に併任する	東京地方検察庁検事に配置換する
		二八 一	二五 一六	二五 一七	二五 一八	東京地方検察庁刑事部長を命ずる 東京地方検察庁交通部長を命ずる 東京高等検察庁刑事部会委員に併任する	東京地方検察庁刑事部長を命ずる 東京地方検察庁交通部長を命ずる 東京高等検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁刑事部長を命ずる 東京地方検察庁交通部長を命ずる 東京高等検察庁検事に配置換する
		二八 一	二五 一五	二五 一五	二五 一五	司法研修所教官に充てる 司法研修所教官に充てる 司法研修所教官に充てる 司法研修所教官に充てる 司法研修生考試委員会委員を委嘱する	司法研修所教官に充てる 司法研修所教官に充てる 司法研修所教官に充てる 司法研修所教官に充てる 司法研修生考試委員会委員を委嘱する	司法研修所教官に充てる 司法研修所教官に充てる 司法研修所教官に充てる 司法研修所教官に充てる 司法研修生考試委員会委員を委嘱する
		二八 一	二八 一	二八 一	二八 一	併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする 併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする 併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする 併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする 併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする 併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする 併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする 併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする 併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする 併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする
		五 一	五 一	五 一	五 一	昭和六一年度司法試験（第二次試験）考査委員に併任する 昭和六一年度司法試験（第一次試験）考査委員に併任する 昭和六二年度司法試験（第一次試験）考査委員に併任する 併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする	最高裁判所 最高裁判所 最高裁判所 最高裁判所	最高裁判所 最高裁判所 最高裁判所 最高裁判所
		"	"	"	"	併任の期間は昭和六二年一二月三一日までとする	法務省	法務省

北島敬介

年月日 項 庁名

法務省		年	月	日	事項	法務省	北島敬介
4丁		昭和六二	五	一五	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する		
"	"	六三	一	四	昭和六三年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する 併任の期間は昭和六三年一二月三一日までとする	"	
"	"	四	五	六	司法研修所教官に充てることを解く	"	
"	"	六	一〇	一〇	昭和六三年度司法試験（第一次試験）考查委員の併任を解除する	法務省	
"	"	二	秋田地方検察庁検事正に配置換する	二	司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く	最高裁判所	
平成元	九	九	一二	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁次席検事を命ずる	最高裁判所	
"	"	四	二〇	東京地方検察庁次席検事を命ずる	法制審議会刑法部会委員に併任する	最高裁判所	
"	"	一〇	二〇	最高裁判所刑事法部会委員に併任する	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に任命する	最高裁判所	
"	"	三〇	一	かねて東京地方検察庁総務部長を命ずる	かねて東京地方検察庁総務部長を免ずる	最高裁判所	
"	"	二一	二二	東京地方検察庁総務部長を免ずる	東京地方検察庁総務部長を免ずる	最高裁判所	
一〇	九	四	一七	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する	最高裁判所	
四				最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる	最高裁判所	

北島敬介

5丁		省務法		年月日		事項		府名	
"	"	六	一	二八	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる	最高裁判所		法務省	
"	"	一	一一	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁		最高裁判所		
"	"	七	四	最高検察庁公安部長を命ずる	最高検察庁		法務省		
"	"	八	二八	中華人民共和国へ出張を命ずる	最高検察庁		最高裁判所		
"	"	一	一一	出張期間は平成七年五月一七日から同月二三日までとする	最高検察庁		法務省		
"	"	次長検事に任命する	"	"	最高裁判所		最高裁判所		
"	"	一級に叙する	"	"	最高裁判所		最高裁判所		
"	"	檢察官特別考試審査会委員に併任する	"	"	最高裁判所		最高裁判所		
"	"	副検事選考審査会委員に併任する	"	"	最高裁判所		最高裁判所		
"	"	簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する	"	"	最高裁判所		最高裁判所		
最高裁判所	法務省	内閣			最高裁判所		最高裁判所		

6 丁

法務省

年 月 日

事 項

北 島 敬 介

平成 七

八

二五

法制審議会委員に併任する

法務省

平成 七

九

一二

司法修習生考試委員会委員を委嘱する

最高裁判所

平成 七

六

二〇

最高検察庁総務部長事務取扱を命ずる

法務省

平成 七

七

一〇

最高検察庁総務部長事務取扱を免ずる

〃

平成 七

六

二六

最高検察庁公判部長事務取扱を命ずる

〃

平成 七

四

一〇

最高検察庁公判部長事務取扱を免ずる

〃

平成 七

七

一一

最高検察庁公判部長事務取扱を免ずる

〃

平成 七

八

一八

最高検察庁公判部長事務取扱を免ずる

フイリピン及びタイへ出張を命ずる

平成 七

二一

二五

最高検察庁総務部長事務取扱を免ずる

出張期間は平成九年八月二六日から同月三一日までとする

平成 七

八

二二

最高検察庁審議会委員に併任する

法務省

平成 七

二二

一三

最高検察庁検事長に任命する

内閣

平成 七

二二

一〇

東京高等検察庁検事長に補する

最高裁判所

平成 七

二五

一一

検察官特別考試審査会委員の併任を解除する

法務省

副検事選考審査会委員の併任を解除する

最高裁判所

司法修習生考試委員会の委嘱を解く

法務省